令和3年度 第15回庁議要旨

日時:令和3年11月8日(月)

午前9時~午前10時30分

会場: 庁議室

[審議事項]

1 明治安田生命保険相互会社との包括連携協定の締結について(復興政策部)

明治安田生命保険相互会社では、生命保険本来の相互扶助の精神に基づき、健康増進事業の推進 はもとより、地域の見守り活動や祭事への支援、地域産業の振興支援をはじめ、地域に根差した活 動を行っており、自治体や企業等との連携協定締結を進め、地方創生に取り組んでいる。

この度、明治安田生命保険相互会社より包括連携協定を締結したいとの申出があり、連携事項や具体的な取組について関係課と協議を行ってきた。

明治安田生命保険相互会社との包括連携協定を締結し、市民の健康増進と地域の活性化を図るもの。

(1) 主な内容

- ① 連携事項
 - ア健康増進に関すること。
 - イ 地域の安全・安心に関すること。
 - ウスポーツ・文化振興に関すること。
 - エ 産業・観光振興に関すること。
 - オ SDGsの普及啓発に関すること。
 - カーその他目的を達成するために必要な事業に関すること。
- ② 協定締結期間

協定締結の日から1年間(1年ごとに自動更新)とする。

(2) 今後の予定

令和3年11月25日 協定締結式

2 石巻市過疎地域持続的発展計画の策定について(復興政策部)

本市においては、平成17年4月の合併後、市内全域が過疎地域とされていたが、平成22年4月施行の「過疎地域自立促進特別措置法」(旧法)の改正により、合併前の4地区(河北、雄勝、北上及び牡鹿)が過疎地域とされた。その後、平成24年の同法改正により、法律の有効期限が令和2年度末まで延長されたことにより、本市としても平成27年度に、令和2年度末までを計画期間とする過疎地域自立促進計画を策定した。

旧法が令和2年度末で期限を迎えたことにより、本年4月、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和12年度末までの時限立法)が施行され、一部過疎地域である本市においても、新たに過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができるものとされた。

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、地域の自立に向けて、過疎地域

における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を目指し、令和3年度から令和7年度末までを期間として、新たに「石巻市過疎地域持続的発展計画」を策定するもの。

(1) 主な内容

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第8条の規定に基づく市町村計画「石巻 市過疎地域持続的発展計画」を新たに策定するもの。

【計画の目的】

本市の過疎地域の自立に向けて、各地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等 を活用した地域活力の更なる向上の実現を目指すもの。

【対象地区】

河北地区、雄勝地区、北上地区及び牡鹿地区

【計画期間】

令和3年度~令和7年度(5年間)

(2) 今後の予定

令和3年11月 宮城県同意

12月 市議会第4回定例会に計画書議案を提案 総務省及び県へ計画書を送付

3 石巻市震災遺構の指定管理者の指定について(復興政策部)

東日本大震災をめぐる事象と教訓を後世に伝え継ぐことによって、今後の災害において一人でも 多くの人が自分自身と大切な人の命を守る行動に資するための施設として、石巻市震災遺構門脇小 学校及び石巻市震災遺構大川小学校を設置した。

本施設の管理運営について、民間事業者の有する能力を活用することにより、より効果的で効率的な運営を図るため、指定管理者制度を導入し、令和4年4月1日からの指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

① 施設概要

ア 施設名: 石巻市震災遺構門脇小学校

所在地:石巻市門脇町四丁目3番15号

開設年月日:令和4年4月予定 敷地面積:12,728.41㎡

施設機能:観察棟、EV棟、特別教室棟、体育館、駐車場

※本校舎及び収蔵庫の内部については管理の範囲から除外する。

イ 施設名: 石巻市震災遺構大川小学校

所在地:石巻市釜谷字韮島94番地

開設年月日:令和3年7月18日

敷地面積:33,627㎡

施設機能:遺構、広場等、管理棟、駐車場

② 指定管理候補者及び選定方法

ア 選定候補者 グループ名称:石巻市震災遺構指定管理グループ

構成団体:一般社団法人石巻震災伝承の会

(石巻市築山一丁目9番19号)

一般社団法人石巻観光協会

(石巻市中央二丁目11番21)

イ 選定方法 公募型プロポーザル方式

- ③ 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)
- ④ 開館時間及び休館日

ア 開館時間 午前9時から午後5時まで

イ 休館日 門脇小学校:月曜日

大川小学校:水曜日

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日、また、12月29日から翌年の1月3

日までとする。

(2) 今後の予定

令和3年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案

令和4年 3月 指定管理に係る基本協定の締結

4月 指定管理に係る年度協定の締結 石巻市震災遺構門脇小学校供用開始 指定管理者による管理運営開始

4 宮城県行政書士会との行政手続きに関する連携協定の締結について(総務部)

これまで、東日本大震災をはじめとした災害時には、各種申請等の事務手続きにおいて、行政書士会からの申し出により支援を受けて、市民サービス低下の防止に努めてきた経過がある。

宮城県行政書士会では、令和2年12月に仙台市と「行政手続きに関する連携協定」を締結したことをきっかけに、将来的には県内の多くの自治体と同連携協定の締結を希望しており、本市に対しても、災害時だけでなく平常時の業務を視野に入れた連携協定の締結に関する要望があった。

宮城県行政書士会との連携協定を締結し、相互連携と協働による活動の推進により、地域の諸課題等に迅速かつ柔軟に対応し、市民サービスの向上を図ることをもって、市民福祉の増進に資するもの。

(1) 主な内容

≪行政書士会との連携事項≫

- ① 恒常的な業務に係る事項
 - ア 各種行政手続き相談に関すること。
 - イ相続人の調査に関すること。
 - ウ 成年後見制度に関すること。
 - エ 空き家の調査等に関すること。

② 災害等の業務に係る事項

- ア 各種証明書の交付申請に関すること。
- イ 各種許認可の申請等に関すること。
- ウ 各種登録・抹消等手続きに関すること。
- エ 各種支援金・給付金等に関すること。
- ③ その他

連携協定の目的に沿った、石巻市が必要と認める事項。

(2) 今後の予定

令和3年11月18日 協定締結式

市報、HP、新聞等により市民に周知

5 石巻市復興まちづくり情報交流館中央館の閉館について(総務部)

復興まちづくり情報交流館は、震災からの復旧・復興事業の進捗状況や復興のまちづくりの取組 に関する情報発信、また、市民同士の意見交換や来訪者との交流の場として市内4箇所に設置し、 中央館は平成27年3月に開館した。

本施設は、設置当初より、新たな震災伝承施設が整備された時点で閉館することとしており、中央館については、その機能を継承する震災遺構門脇小学校が本年度中に整備され、令和4年4月より供用開始予定となっている。

令和4年3月末で中央館を閉館し、新たに整備される施設に情報交流館の機能を承継することにより、東日本大震災をめぐる事象と教訓を後世に伝え継ぐとともに、災害から命を守るための避難 行動や訓練の大切さ等、震災からの学びや教訓を伝える。

(1) 主な内容

【廃止する施設概要】

石巻市復興まちづくり情報交流館中央館

- ① 施設の位置 石巻市中央二丁目8番11号
- ② 設置年月日 平成27年3月7日
- ③ 建物構造及び延床面積 軽量鉄骨造平屋建 136.71㎡

(2) 今後の予定

令和3年12月 市議会第4回定例会に石巻市復興まちづくり情報交流館条例の廃止について提案(令和4年4月1日施行予定)

令和4年 1月~ 石巻市復興まちづくり情報交流館中央館閉館の周知

3月 石巻市復興まちづくり情報交流館中央館閉館

6 石巻市鮎川漁港漁船上架施設の指定管理者の指定について(牡鹿総合支所)

鮎川漁港漁船上架施設は、平成26年4月から指定管理者制度を導入し、「牡鹿漁業協同組合」 を指定管理者として管理運営を行ってきたが、令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了と なる。

効率的かつ効果的な運営を図るため、引き続き令和4年4月1日から同組合を指定管理者として

指定するもの。

(1) 主な内容

① 施設概要

施 設 名:石巻市鮎川漁港漁船上架施設

所 在 地:石巻市鮎川浜出島5番地

施 設 機 能:敷地面積 872.47㎡(県有地占用)

建物 鉄骨造り平屋建1棟(293.71㎡)

設 備 軌道2線、電動ウインチ1機、漁船引揚台車8台、

電動式走行クレーン1機

② 指定管理候補者及び選定方法

ア 選定候補者 牡鹿漁業協同組合 代表理事組合長 児玉 信夫

(石巻市鮎川浜丁55番地)

イ 選定方法 非公募

ウ 選 定 理 由 当該施設は 牡鹿漁業協同組合が長年にわたり良好に管理しており、施設の

特殊性などについてのノウハウを有していることから、公募によらず、現在 も施設の管理を受託している当組合を引き続き指定管理者として選定する ことで、利用者への迅速な対応が図られ、施設の円滑な運営が期待できる。

③ 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

(2) 今後の予定

令和3年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定について提案

令和4年 3月 指定管理に係る基本協定の締結

4月 指定管理者による管理運営開始

7 第2次石巻市健康増進計画の改訂について(健康部)

第2次石巻市健康増進計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間として策定し、計画を推進しており、計画の中間年次となる令和3年度に中間評価を行い、見直しを図ることとしている。

市民の健康づくりに関する意識や実態を踏まえて見直しを行い、本計画のさらなる推進を図るため、令和4年度から令和8年度までを計画期間とした改訂版を策定するもの。

(1) 主な内容

令和3年度に中間評価を行った結果、生活習慣病の増加等が見られたことから、取組分野と取組項目の見直しを行った。

なお、計画の基本理念及び基本方針は変更しない。

※詳細は別紙のとおり。

(2) 今後の予定

令和3年12月 パブリックコメントの実施

令和4年 2月 石巻市健康増進計画推進委員会にて審議

8 石巻市健康づくりパーク(雄勝、北上、牡鹿地区)の供用開始について(健康部)

東日本大震災の津波被害により災害危険区域の指定を受けた被災低平地の土地利用に関して、雄勝、北上、牡鹿地区において、地域住民の健康増進とコミュニティの醸成を目的とした土地利用を目指すこととなったことから、パークゴルフができる健康づくりパークの整備を進めている。

雄勝、北上、牡鹿地区の健康づくりパークが完成することから、令和4年4月1日から供用を開始するもの。

(1) 主な内容

石巻市健康づくりパークのうち雄勝、北上、牡鹿地区において供用を開始する。

① 施設概要

| 名 称 | 所 在 地 | 施設概要 | 備考 |
|---------------------|-------------------|---------------------------------|-----------------|
| 石巻市雄勝地区健康 づくりパーク | 石巻市雄勝町雄勝字味噌作62番2 | 16,000 ㎡ 18 ホール | |
| 石巻市北上地区健康 づくりパーク | 石巻市北上町十三浜字菖蒲田31番1 | 22,000 m ² 18 ホール | 被災低平地 災害危険区域 |
| 石巻市牡鹿地区健康 づくりパーク | 石巻市鮎川浜湊川15番18 | 20,000 m ² 18 ホール | |

② 運営方法

ア 管理運営 公園愛護会方式による地元利用者団体等への一部業務委託(トイレ清掃、芝刈等 の施設維持)

イ 利用期間 通年

ウ 利用時間 日の出から日没まで

工 使用料 無料

③ 条例の整備

3地区の供用開始に伴い制定する条例に石巻市渡波地区健康づくりパーク条例(令和2年条例第60号)を取り込むことから、同条例を廃止する。

(2) 今後の予定

令和3年12月 市議会第4回定例会に(仮称)石巻市健康づくりパーク条例の制定について 提案

> (施行予定年月日:令和4年4月1日。渡波地区においては、公布の日から 1年9月を超えない範囲において規則で定める。)

令和4年 4月 雄勝、北上、牡鹿地区供用開始

9 石巻市地域福祉計画(第4期)の策定について(福祉部)

社会福祉法に基づく石巻市地域福祉計画(第3期)(計画期間:平成29年度~令和3年度)は、 今年度で計画期間が満了する。

東日本大震災から10年が経過し、本市では、復興まちづくりの進展とともにコミュニティ形成 に努めてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、地域とのつながりを持つことが困難 な市民が増え、地域内のつながりが希薄化するとともに、個人だけでは解決できない複合的な生活 課題を抱える市民もおり、一人ひとりのつながりや地域での支え合いが、ますます必要な状況となっている。

また、平成29年6月の社会福祉法改正(平成30年4月施行)によって、包括的な支援体制の整備を促進する観点から、これまで任意であった地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、福祉各分野における共通的な事項を記載する上位計画としての位置付けが明確化された。

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて協働し、地域全体で支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉計画を策定するもの。

(1) 主な内容

① 計画の基本理念

「いつも自分らしく生きるために みんなで支え合う地域づくり」

② 基本目標

基本目標1 身近なことの変化に「気づく」地域づくり

基本目標2 人と地域が「つながる」仕組みづくり

基本目標3 安心で健やかな暮らしを「支える」体制づくり

③ 計画期間

令和4年度~令和8年度(5年間)

※詳細は別添のとおり

なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及 び再犯防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」を地域福祉計画の中に位置付 け、一体的な計画として策定している。

(2) 今後の予定

令和3年12月 パブリックコメントの実施

令和4年 2月 令和3年度第4回石巻市地域福祉委員会

3月 石巻市地域福祉計画(第4期)策定

10 石巻市かわまち交流センターほか3施設の指定管理者の指定について(産業部)

石巻市かわまち交流センター、石巻市かわまち立体駐車場、石巻市かわまちバス駐車場及び石巻市かわまち交通広場については、一般社団法人石巻観光協会を指定管理者として管理運営してきたが、令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了となる。

観光と物産販売の両面において質の高いサービスの提供を図るため、引き続き令和4年4月1日 から同協会を指定管理者として指定するもの。

(1) 主な内容

① 施設概要

| 名称 | 所在地 | 施設規模 | 施設機能 |
|---------------|-----------|------------|-------------|
| 石巻市かわまち交流センター | 石巻市中央 | 鉄骨造2階建て | インフォメーションスペ |
| | 二丁目 11-21 | 敷地面積 | ース、市民交流ホール、 |
| | | 774. 76 m² | サロンスペース、ミーテ |
| | | 延床面積 | ィングスペース、ギャラ |

| | | 746. 90 m² | リー、カフェコーナー、 |
|--------------|-----------|--------------|-------------|
| | | | ライブラリー、キッチン |
| 石巻市かわまち立体駐車場 | 石巻市中央 | 鉄骨造3層4段 | 普通自動車 219 台 |
| | 二丁目 114-2 | 敷地面積 | |
| | | 3730. 88 m² | |
| | | 延床面積 | |
| | | 5407. 03 m² | |
| 石巻市かわまちバス駐車場 | 石巻市中央 | ※立体駐車場の | バス 5台 |
| | 二丁目 114-2 | 一部 | |
| 石巻市かわまち交通広場 | 石巻市中央 | 面積 1458.72 ㎡ | バス・タクシー乗降場 |
| | 二丁目 1-1 | | |

② 指定管理候補者及び選定方法

ア 選定候補者 一般社団法人石巻観光協会 (石巻市中央二丁目11-21)

イ 選定方法 非公募

ウ 選定理由 市内観光スポットを有機的につなぐ観光情報発信機能、中心市街地のにぎわい創出のためのイベント等の企画実施及び地場産品の販売促進支援の3つの機能を有するとともに市内イベントの実績も豊富である市内唯一の団体であるため。

③ 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

④ 利用時間及び休業日

| 名称 | 利用時間 | 休業日 |
|---------------|-----------|---------------|
| 石巻市かわまち交流センター | 午前9時~午後9時 | 12月29日~翌年1月3日 |
| 石巻市かわまち立体駐車場 | 終日 | なし |
| 石巻市かわまちバス駐車場 | 午前9時~午後9時 | 12月29日~翌年1月3日 |
| 石巻市かわまち交通広場 | 午前9時~午後9時 | なし |

(2) 今後の予定

令和3年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案

令和4年 3月 指定管理に係る基本協定の締結

4月 指定管理に係る年度協定の締結 指定管理者による管理運営開始

1 1 石巻市サン・ファン・バウティスタパークの指定管理者の指定について(産業部)

石巻市サン・ファン・バウティスタパークの管理運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、県施設である「宮城県慶長使節船ミュージアム」の指定管理者と同一の公益財団法人慶長遣欧使節船協会を指定管理者としている。

石巻市サン・ファン・バウティスタパーク及び宮城県慶長使節船ミュージアムは、ともに令和4年3月31日で指定管理期間が満了となり、県施設のミュージアムについては、慶長使節船についての調査研究に係る知見を有していることや数々の展示物を保有していることから、引き続き同協会を指定管理者とする議案が宮城県議会令和3年11月定例会に提案される予定である。

県施設との一体管理によるこれまでの運営実績を勘案し、引き続き令和4年4月1日から同協会 を指定管理者として指定するもの。

(1) 主な内容

① 施設概要

施 設 名:石巻市サン・ファン・バウティスタパーク

所 在 地:石巻市渡波字大森30番地1

開園年月日:平成8年8月10日

施 設 機 能:鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)地下1階、地上2階建て

パーク (公園) 面積:16,125.83㎡ 立体駐車場延床面積:7,352.54㎡

駐車可能台数:306台(身体障害者用5台を含む)

② 指定管理候補者及び選定方法

ア 選定候補者 公益財団法人 慶長遣欧使節船協会 (石巻市渡波字大森30番地2)

イ 選定方法 非公募

ウ 選 定 理 由 石巻市サン・ファン・バウティスタパークの管理運営については、経費や市 民サービスの面において、指定管理者による管理運営が効果的であり、これ までミュージアムと連携して効率的なパークの管理運営を行っていること から、引き続き指定管理者制度による管理運営を行うものである。

> また、ミュージアムと一体的に運営することで、施設の魅力向上、集客につながるものと考えられることから、ミュージアムと同様に、公益財団法人慶 長遣欧使節船協会を公募によらず指定管理者として選定した。

③ 指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(3年間)

(2) 今後の予定

令和3年12月 市議会第4回定例会に石巻市サン・ファン・バウティスタパークに係る指定管 理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案

令和4年 3月 指定管理に係る基本協定の締結

4月 指定管理に係る年度協定の締結 指定管理者による管理運営開始

[報告事項]

1 個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度に関する所要の整備について(総務部)

国では、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」を公布し、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3つの法律を1つに統合する等、各法律が改正された。

また、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において、官民共通の全国的な 共通ルールを規定するとともに、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化し、令和5年春に改正 法が全部施行されることとなった。

上位法の改正により、本市の「個人情報保護条例」及び「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の一部を改正し、デジタル社会の形成に向けた所要の整備を行うもの。

(1) 主な内容

① 用語の定義の明確化【個人情報保護条例関係】

独立行政法人等については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に規定する独立行政法人等を定義していたが、今後は「個人情報の保護に関する法律」を根拠とするもの。

② デジタル庁設置に伴う所掌事務の変更【個人情報保護条例関係】

デジタル庁設置法により、情報提供ネットワークの所管が総務省から内閣に設置されたデジタル庁に変更となり、情報提供等記録の訂正を実施した場合に、必要に応じて、その内容を通知する通知先が総務大臣から内閣総理大臣に変更するもの。

③ 番号法第19条第4号新設による号ずれの解消【個人情報保護条例、個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例関係】

番号法第19条に規定する特定個人情報の提供の制限の例外規定として、「従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供(第4号)」が追加され、号ずれが生じたことから各条例について所要の改正を行うもの。

(2) 今後の予定

令和3年12月 市議会第4回定例会に、石巻市個人情報保護条例、石巻市個人番号の利用及び

特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案(公布の 日から施行とし、一部の施行は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の

整備に関する法律に掲げる規定の施行の日からとする。)

令和4年春 国がガイドライン公表

令和4年度中 個人情報保護条例の廃止及び関係例規の整備

令和5年春 「個人情報の保護に関する法律」の完全施行

2 令和3年人事院勧告に伴う給与改定について(総務部)

人事院は、国家公務員のボーナスについて、民間事業所の支給割合を 0.13 月分上回っていたことから、令和 3 年 8 月 1 0 日、国会及び内閣に対し、支給割合を 0.15 月分引き下げ、これを民間の支給状況等を踏まえて、期末手当の支給月数に反映するよう勧告した。

なお、月例給については、民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が 困難であるため、改定を行わない旨勧告されている。

本市職員の給与について、地方公務員法の給与決定原則に基づき国家公務員の給与に準拠することとし、所要の改定を行うもの。

(1) 主な内容

令和3年人事院勧告に準じて、民間のボーナスの支給割合に見合うよう、次のとおり期末手当の 支給割合を引き下げることとし、石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する。

また、月例給については、人事院勧告に準じて改定しない。

① 期末手当の支給割合の改定

ア 一般職(任期付職員・再任用職員を含む。)

| 支給割合 | 6 | 6 月 | | 12 月 | | 計 | | |
|--------------|-------------------|--------|-------------------|--------|------------------|-------|-------------|--|
| 火 和剖石 | 期末 | 勤勉 | 期末 | 勤勉 | 期末 | 勤勉 | 計 | |
| 現行 | 1. 275 | 0. 95 | 1. 275 | 0.95 | 2.55 | 1. 9 | 4. 45 | |
| 元 11 | (0.725) | (0.45) | (0.725) | (0.45) | (1.45) | (0.9) | (2.35) | |
| はなって必 | 1. 275 | 0. 95 | <u>1. 125</u> | 0. 95 | <u>2.4</u> | 1. 9 | <u>4. 3</u> | |
| 改正後 | (0.725) | (0.45) | (<u>0. 625</u>) | (0.45) | (<u>1. 35</u>) | (0.9) | (2.25) | |
| R3.4以降 | <u>1. 2</u> | 0. 95 | <u>1.2</u> | 0. 95 | <u>2.4</u> | 1. 9 | <u>4. 3</u> | |
| 17.4 公件 | (<u>0. 675</u>) | (0.45) | (<u>0. 675</u>) | (0.45) | (<u>1. 35</u>) | (0.9) | (2.25) | |

※ 括弧内の数値は、再任用職員に適用される支給割合

イ 特別職(市長、副市長及び教育長)・特定任期付職員

| 支給割合 | 6 , | 月 | 12 | 月 | | 計 | |
|---------------|--------------|----|--------------|----|--------------|----|--------------|
| 火和 司 口 | 期末 | 勤勉 | 期末 | 勤勉 | 期末 | 勤勉 | 計 |
| 現行 | 1.675 | _ | 1.675 | _ | 3. 35 | _ | 3. 35 |
| 改正後 | 1.675 | 1 | 1.575 | - | <u>3. 25</u> | - | <u>3. 25</u> |
| R3.4以降 | <u>1.625</u> | _ | <u>1.625</u> | _ | <u>3. 25</u> | _ | <u>3. 25</u> |

※ 国の指定職に準じて、期末手当の支給割合を 0.10 月分引き下げる。

ウ 会計年度任用職員

| 古公宝 | 6月 | | 12 月 | | 11 | | |
|--------|-------------|----|---------------|----|-------------|----|------------|
| 支給割合 | 期末 | 勤勉 | 期末 | 勤勉 | 期末 | 勤勉 | 計 |
| 現行 | 1. 275 | - | 1.275 | - | 2.55 | - | 2.55 |
| 改正後 | 1. 275 | - | <u>1. 125</u> | - | <u>2.4</u> | - | <u>2.4</u> |
| R3.4以降 | <u>1. 2</u> | _ | <u>1.2</u> | _ | <u>2. 4</u> | _ | <u>2.4</u> |

【経過措置】

令和3年度においては、経過措置として、次の支給割合を適用しており、この支給割合は改 定しない。

| 支給割合 | 6 | 月 | 12 | 月 | | 計 | |
|-------|-------|----|--------|----|-------|----|-------|
| | 期末 | 勤勉 | 期末 | 勤勉 | 期末 | 勤勉 | 計 |
| R3 年度 | 0.975 | - | 0. 975 | - | 1. 95 | - | 1. 95 |

② 改正が必要となる条例

- ア 石巻市職員の給与に関する条例
- イ 石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
- ウ 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- エ 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例
- オ 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

③ 参考(改定による影響額)

《R3.12 月期末・勤勉手当総支給額(モデルケース)》 (単位:円)

| 区 分 | 改定前 | 改定後 | 改定差額 | |
|-------------------|----------|----------|------------------|--|
| 行政職 (45 歳・大学卒) | 894, 362 | 832, 787 | ▲ 61, 575 | |

(2) 今後の予定

次回開会される市議会に、石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び令和3年度一般会計 及び各種特別会計補正予算案を提案

3 固定資産税及び都市計画税の課税免除等に関する法改正に伴う関係条例の整理について (財務 部)

本市では、固定資産税及び都市計画税の課税免除並びに不均一課税についての特例措置を、石巻市市税特別措置条例において規定している。

「東日本大震災復興特別区域法」等の改正のほか、「過疎地域自立支援特別措置法」が令和3年3月31日で失効し、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するため、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日から施行された。

法律の施行並びに改正に伴い、石巻市市税特別措置条例の一部について整理を行うもの。

(1) 主な内容

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に伴い、取得価格要件等の見直しの 実施と固定資産税の課税免除の対象業種に情報サービス業等を追加する。

併せて、石巻市市税特別措置条例における関係法令の改正に伴う条文を整理する。

(2) 今後の予定

令和3年12月 市議会第4回定例会に石巻市市税特別措置条例の一部改正について提案 (公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用させる)

4 未就学児に係る国民健康保険税均等割額の減額措置について(健康部)

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に、「同法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が同年9月10日に公布され、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額が減額措置されることとなった。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

① 対 象 石巻市国民健康保険に加入する未就学児 (満6歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者)

② 減額割合 均等割額の5割(低所得者に係る法定軽減世帯は、その軽減後の5割を減額する)

【単位:円】

| | 7割軽減世帯 | 5割軽減世帯 | 2割軽減世帯 | 軽減無し |
|--------------|--------|--------|--------|---------|
| 均等割額(1人当たり)※ | 8, 640 | 14,400 | 23,040 | 28, 800 |
| 未就学児減額措置額 | 4, 320 | 7, 200 | 11,520 | 14,400 |

基礎課税額分及び後期高齢者支援金等課税額分に係る法定軽減後の均等割額の年額

(2) 今後の予定

令和3年12月 市議会第4回定例会に石巻市国民健康保険税条例の一部改正及び補正予算案 について提案(施行予定年月日:令和4年4月1日)

【その他】

・会計年度任用職員の給与情報を添付した電子メールの誤送信について(福祉部)

以上